

⑥ 災害復旧における入札契約ガイドライン について(報告事項)

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインの改正(ポイント)

- 近年の関係法令等の改正（災害時の対応等の位置づけ）や関係する知見の蓄積等を踏まえ、以下の観点で、『災害復旧における入札契約の適用ガイドライン』を改正（令和3年5月）。
 - ・ 業務・工事双方の入札契約方式の適用条件を明確化
 - ・ 技術提案・交渉方式、事業促進PPPの最新知見を反映
 - ・ 地方公共団体の参考となるよう、入札契約方式の適用、体制確保等について、直轄事業との相違点や留意事項を充実

「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」新旧比較

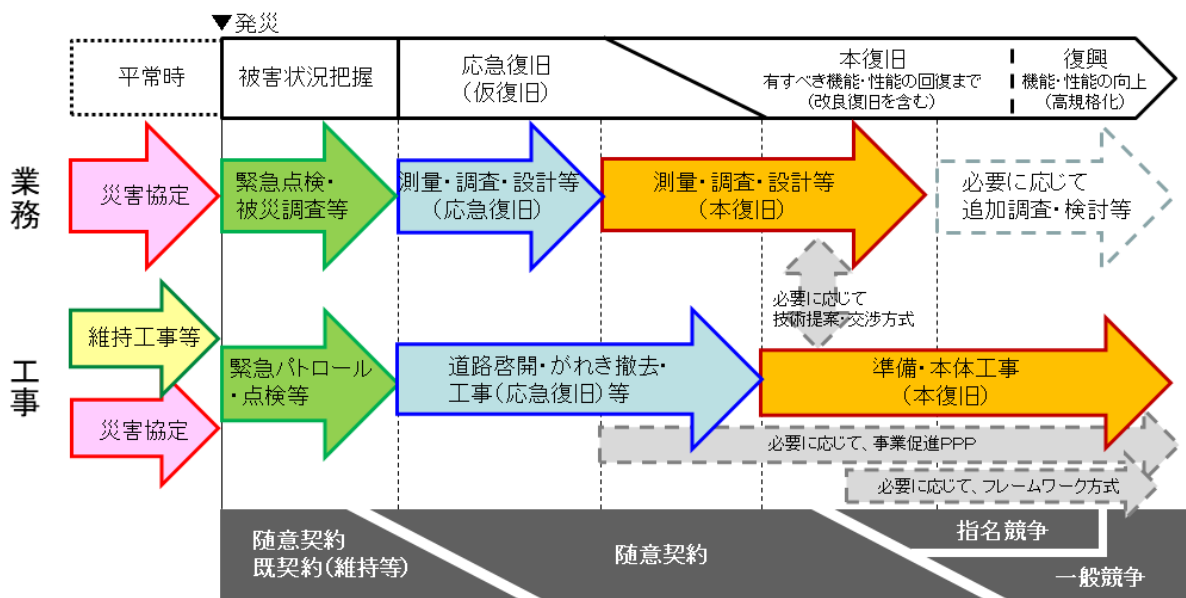
1. 入札契約方式選定の基本的考え方	1. 入札契約方式選定の基本的考え方	改正点① 業務の追加
1.1 発注者の果たすべき役割	1.1 発注者の果たすべき役割	
1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方	1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方	
1.2.1 随意契約	1.2.1 随意契約	改正点② 適用条件の明確化
1.2.2 指名競争入札	1.2.2 指名競争入札	
1.2.3 通常の方式	1.2.3 一般競争入札	
1.3 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	
1.3.1 確実な施工確保、不調・不落対策	2.1 確実な施工確保、不調・不落対策	改正点③ 最新知見の充実
1.3.2 発注関係事務の効率化	2.2 発注関係事務の効率化	
1.3.3 復興・復旧工事の担い手の確保	2.3 復興・復旧工事の担い手の確保	
1.3.4 円滑な事業執行	2.4 円滑な事業執行	
1.3.5 早期の復旧・復興に向けた取組	2.5 早期の復旧・復興に向けた取組	
2. 地方公共団体との連携等	3. 地方公共団体との連携、 地方公共団体の災害復旧における適用	
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例	【別冊化】 大規模災害における入札契約方式の適用事例	改正点④ 地方公共団体に参考となる知見の充実
3-1 東日本大震災 [H23.3.11]		最新情報を適時反映できるよう、事例編は別冊化
3-2 紀伊半島大水害 [H23.9.4]		
3-3 広島豪雨土砂災害 [H26.8.19]		
3-4 関東・東北豪雨鬼怒川水害 [H27.9.9]		
3-5 熊本地震 [H28.4.16]		
4. 参考資料（入札契約方式の関係図書）	【別冊化】 参考資料入札契約方式の関係図書	

主な改正点:業務の追加、入札契約方式適用条件の明確化

- 業務・工事を問わず、有すべき機能・性能の回復まで、随意契約の適用を基本とする等の入札契約方式適用の考え方を整理
- 随意契約を適用できる工事や業務の例を具体的に明示

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。(適用の考え方)



・有すべき機能・性能を回復できていない場合、工事・業務に随意契約を適用可
 ・効率的、確実な施工のため、提案を求めることが有効な場合、指名、一般競争を適用

※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事

本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事、または、再度災害を防止する工事

■入札契約方式の適用条件の明確化

随意契約を適用できる工事の例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗裝修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧 等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧 等

災害発生時の入札・契約等における対応をマニュアル化

- 災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事及び業務、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札契約方式の選択以外も含めて平常時と異なる対応も必要。
- これまで大規模災害時等において **都度通知していた直轄工事等における対応等の内容について、統合・整理したマニュアル**（「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」）**を作成し、出水期前に周知。**

■ マニュアルの主な内容

【適切な入札契約の実施】

- ・ 随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択
- ・ **「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」※**を参照
※令和3年5月 一部改正

【一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い】

- ・ 一般競争入札方式の手続の運用の 標準的日数を短縮可能。
- ・ 大規模災害時において必要と認められた場合は、入札書及び技術資料の同時提出を求めなくても差し支えない。

【工事等の一時中止措置】

- ・ 工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、契約書に基づき、工事一時中止を行う。
- ・ 優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要で、施工中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、施工中の工事が被災していない場合においても受注者の意向も踏まえ一時中止を行う。

【災害復旧工事等の前金払の取扱い】

- ・ できる限り速やかに前金払を実施できるよう、大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取交し以前であっても、前払金の支払手続が可能。

【被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等】

- ・ 調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）について、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正に予定価格を決定。

これまで
(R2.7豪雨の例)

これから
(R3年度の対応)

7月豪雨による災害復旧工事等に係る入札・契約手続き等について
(R2.7.6課長通知)

令和2年7月豪雨に伴う工事及び業務の一時中止措置について
(R2.7.6室長通知)

7月豪雨による災害復旧事業等の前払金の取扱いについて
(R2.7.6室長通知)

令和2年7月豪雨の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について
(R2.7.6室長通知)

直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について
(令和3年4月22日課長通知) **※マニュアルに統合**

令和3年7月、8月の豪雨災害において、マニュアルに沿った対応をリマインド
(令和3年7月5日、8月16日事務連絡)

災害時の入札契約 ガイドライン、マニュアルの周知

- 災害時の入札契約方式適用ガイドライン、対応マニュアルは、基本的に国土交通省の直轄事業を対象に作成したのですが、他の発注機関においても参考にして頂ける内容。
- 災害時の入札契約等に関する適切な対応につながるよう関係発注機関にも共有。

■災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン 掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000082.html

災害復旧における入札契約方式の
適用ガイドライン

平成 29 年 7 月
(令和 3 年 5 月改正)

国 土 交 通 省

■国土交通省直轄事業における災害発生時の入札契約等 に関する対応マニュアル 掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000084.html

国土交通省直轄事業における
災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル

令和 3 年 4 月